



## 海洋環境行政の取組

中央環境審議会第24回大気・騒音振動部会、第18回水環境・土壌農薬部会  
合同会合

環境省 水・大気環境局 海洋環境課



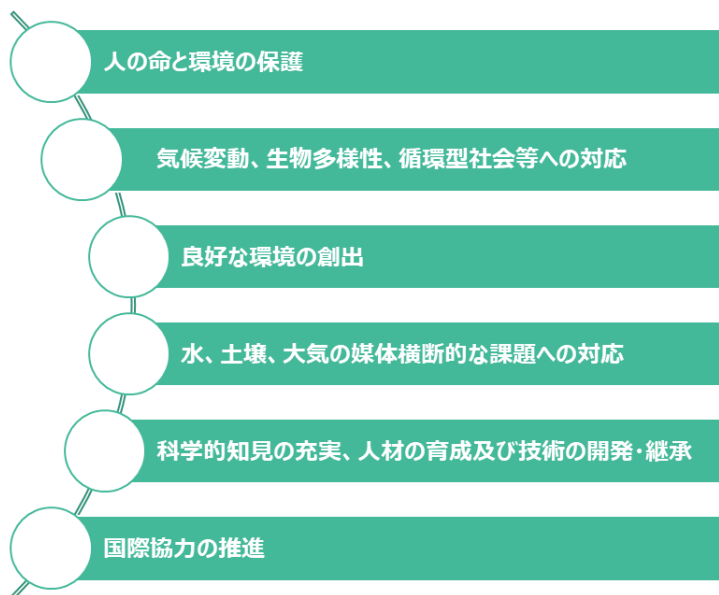
## 2 循環型社会の形成

(3) 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

(5) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

## 4 環境リスクの管理等

(1) 水・大気・土壌の環境保全



現在、第6次環境基本計画に沿って各施策を着実に実施。  
本資料では、左記の項目のうち、複数事項に跨る海洋環境分野の主な取組について、以下4点を御説明。

- 閉鎖性海域の管理
- 海洋を含むプラスチック汚染対策
- CCS事業法の施行等
- ALPS処理水に係る海域モニタリング

## 【第4期海洋基本計画】（令和5年4月）

○2つの支柱（海洋政策の方向性）の一つが「**持続可能な海洋の構築**」

- ・**脱炭素社会の実現に向けた取組**を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげる。
- ・国際的な取組を通じて**我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発**を図る。

## 【第6次環境基本計画】（令和6年5月）

### 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

- ・海洋汚染の防止
- ・海洋ごみ（プラスチック汚染）対策の推進
- ・窒素・リンの持続可能な管理
- ・ALPS処理水の海洋放出に係る海域モニタリング

### 地域の自然資本の維持・回復・充実

- ・里海づくりの推進
- ・ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョンの取組
- ・海域ごとの環境管理

### 環境を軸とした国際協調の推進

- ・プラスチック汚染に関する国際文書策定への貢献
- ・プラスチックのモニタリング手法、廃棄物管理人材の育成などで交際協力
- ・海洋汚染の防止に係る国際条約への対応

## 【日本成長戦略会議における検討】（令和7年11月～）

○「海洋」が、危機管理投資・成長投資の戦略分野の一つとして位置づけ。

○海洋WGでは、海洋産業全体の成長において極めて重要な取組として、①海洋無人機（海洋ドローン）、②海洋状況把握（MDA）、③革新的海底開発技術・システムの3つに絞り込んで重点的に議論される見込み。

## (参考) 海洋基本計画における海洋環境保全等の位置づけ

脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげるとともに、国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図る。

### (1) カーボンニュートラルへの貢献

- ア. 海洋由来のエネルギーの利用（洋上風力発電のEEZへの拡大）
- イ. サプライチェーン全体での脱炭素化（カーボンニュートラルポートの形成、ゼロエミ船の開発・導入等）
- ウ. CO2の回収・貯留の推進

### (2) 海洋環境の保全・再生・維持

- ア. SDGs等の国際的イニシアチブを基にした海洋環境の保全
- イ. 豊かな海づくりの推進（里海など）
- ウ. 沿岸域の総合的管理の推進

### (3) 水産資源の適切な管理

### (4) 取組の根拠となる知見の充実・活用

- ア. 北極・南極を含めた全球観測の実施・全球規模、重点海域での持続的な観測等により気候変動予測を精緻化・高度化
- イ. 海洋生態系の理解等に関する研究の推進・強化
- ウ. 世界規模の枠組みへの貢献（プラスチック汚染、CCS、ブルーカーボン等）

---

# 1. 閉鎖性海域の管理

---

# 閉鎖性海域の環境問題の変遷

かつては死の海と言われたが…

埋立による  
浅海域の喪失

大規模赤潮  
の頻発



高度経済成長に伴う汚濁負荷

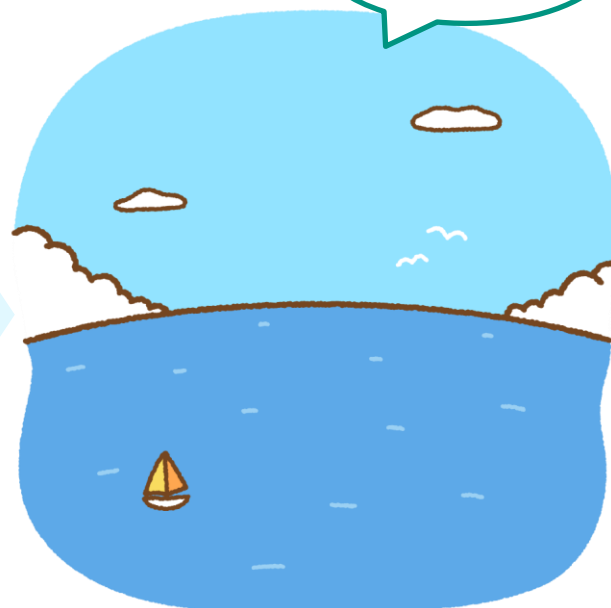
水濁法の制定

総量規制の導入

規制項目の拡充

汚濁負荷は半分以下に

水質や透明度  
の改善



- しかし、水産資源ははまだ回復せず…
- 気候変動といった新たな課題も！

きれいで豊かな海の実現に向けた  
取組の推進

# 主な閉鎖性海域における施策の状況

## ●瀬戸内海

### <令和3年瀬戸法改正>

「気候変動」の観点を基本理念に加えるとともに、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進

- ① 栄養塩類管理制度の創設
- ② 藻場・干潟の再生・創出
- ③ 海洋プラスチックごみの発生抑制

今後、施行5年後の施行状況に係る点検を予定

## ●有明海・八代海等

### <総合調査評価委員会報告>

「ベントス」「有用二枚貝」「刀養殖」「魚類等」「生物の生息環境」の5項目について、再生に係る評価や再生方策の検討等を実施中。

10年毎に評価委員会報告を取りまとめ、次回は令和8年度を予定。

## ●東京湾・伊勢湾・瀬戸内海

### <第10次水質総量削減のあり方（答申案）>

削減一辺倒からきめ細やかな水環境管理に向け、総量削減制度の基本的な枠組は維持しつつ、栄養塩類の供給を可能とする「栄養塩類管理制度」を導入



# 第10次水質総量削減の在り方（答申案）

## 水質総量削減制度（現状）

閉鎖性海域\*に流入する汚濁負荷量の総量を削減する制度。化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類（窒素、りん）が対象。

現状と課題

- 9次にわたる水質総量削減の取組により水質は全体的に改善
- 近年では、一部地域で栄養塩類の不足等による水産資源への影響が指摘
- 一方、貧酸素水塊の拡大等、水環境保全上の課題が依然として存在

▶ 海域ごとのきめ細やかな水環境管理が必要

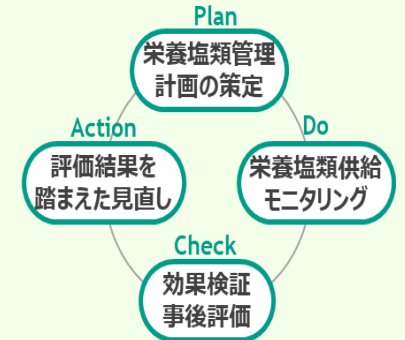
## 水質総量管理制度（今後）

削減一辺倒からきめ細やかな水環境管理へ

\*一般排水基準のみでは環境基準達成が困難な東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象

### ① 栄養塩類の供給を可能とする **栄養塩類管理制度** を導入

- ・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、**栄養塩類の増加措置**を可能とする  
→水質予測システムを活用した事前評価や目標を設定
- ・当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**
- ・事後モニタリングの結果に応じて計画を見直すなど、**順応的管理の仕組みを徹底**



### ② 総量削減制度の**基本的な枠組は維持**

- ・国は「**総量管理基本方針**」を策定 ・都府県は同方針に基づき「**総量管理計画**」を策定
- ・同方針と同計画において、**管理目標量**を設定

▶ 水質が悪化しないよう、汚濁負荷量の総量を管理

## その他の水環境管理に係る対策

- ・藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善等の実施

▶ これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて **きれいで豊かな海の実現** を目指す

# 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告

- 有明海及び八代海の再生を目的とした特別措置法が平成14年に議員立法で制定
- 特別措置法に基づいた**総合評価委員会**において、有明海及び八代海等の**再生に係る評価**を実施し、関係省庁及び関係県はその評価に基づいた**再生方策**を実施
- 平成18年度及び28年度に評価委員会報告を取りまとめており、**次回の報告は令和8年度**を予定。令和3年度には「中間取りまとめ」を公表

## 平成28年度委員会報告における再生目標

- ・希少な生態系、生物多様性及び水質浄化機能の保全・回復
- ・二枚貝等の生息環境の保全・回復と持続的な水産資源の確保

これらの目標は、独立しているものではなく、共に達成されるべきもの

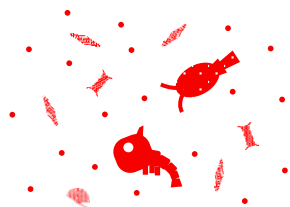
「ベントス（底生生物）の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」、「魚類等の変化」、「生物の生息環境の確保」の5項目を軸に取組を整理・検討



再生方策の例 (出典) 第39回有明海漁場環境改善連絡協議会

# 令和3年瀬戸法改正の概要及び施行状況

「気候変動」の観点を基本理念に加えるとともに、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進

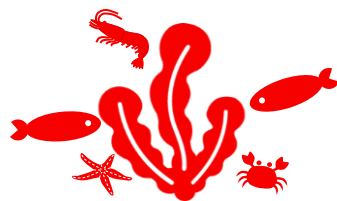


栄養塩類の「排出規制」一辺倒から  
きめ細かな「管理」への転換

地域ごとのニーズに応じて一部の海域への栄養塩類供給を可能とする  
「栄養塩類管理制度」の創設により、多様な水産資源の確保に貢献

- 関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度を創設し、周辺環境の保全と調和した形で一部の海域への栄養塩類の供給を可能にし、海域や季節ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行います。
- 「規制」中心の従来の水環境行政から「きめ細かい管理」への転換を図ることにより、生物多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献します。

・兵庫県(R4)、香川県(R6)、山口県(R7)、愛媛県(R7)が策定済み  
・広島県が策定に向けて検討中



温室効果ガスの吸収源ともなる  
藻場の再生・創出を後押し

再生・創出された藻場・干潟も保全地区として指定可能とすることで、  
生物多様性保全やブルーカーボンとして期待される藻場創出にも貢献

- 過去の開発等により減少した自然の砂浜等を守るための制度である自然海浜保全地区の指定対象を拡充し、再生・創出された藻場・干潟等も指定可能とします。
- これにより、地域における環境保全活動を促すとともに、温室効果ガスの吸収源、いわゆるブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）としての役割も期待される藻場の保全を進めます。

・戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業で地域の取組を推進



瀬戸内海を取り囲む地域全体で  
海洋プラスチックごみの発生抑制を推進

内海であるため沿岸域での取組が特に重要な瀬戸内海において海洋プラスチックごみ等の発生抑制対策を国と地方公共団体の責務に

- 瀬戸内海においては、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の大半が沿岸域からの排出とされており、沿岸域での対策が進めば、状況が大幅に改善する可能性があります。
- このため、国と地方公共団体が連携し、海洋プラスチックごみ等の除去・発生抑制等の対策を行うことで、地域をあげて生態系を含む海洋環境の回復に貢献します。

・関係14府県と連携して瀬戸プラネットを立ち上げ

# 規制行政からの転換：地域の関係者による里海づくり

漁業者をはじめとする関係者との協働による里海づくり

保全と利用の両立

目指す姿は地域が決定

環境問題と経済・社会課題との同時解決

環境部局

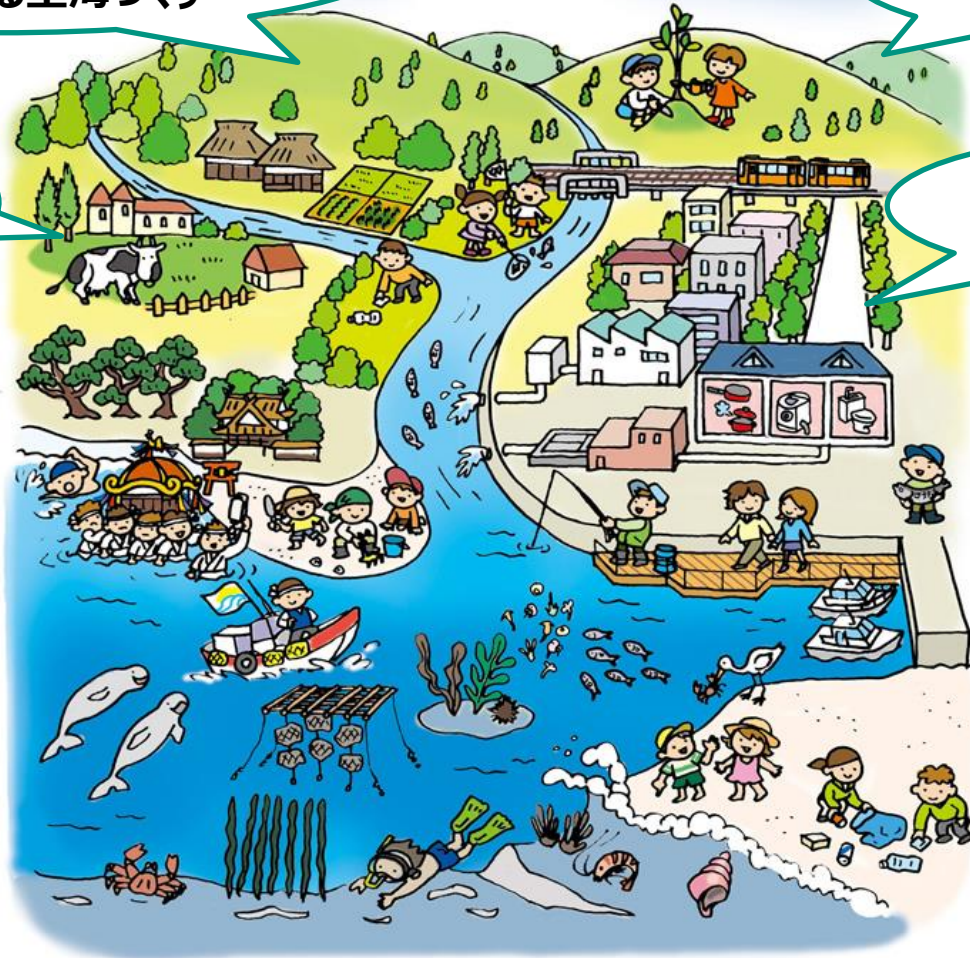
市民

漁業関係者

地元企業

観光関係者

教育関係者



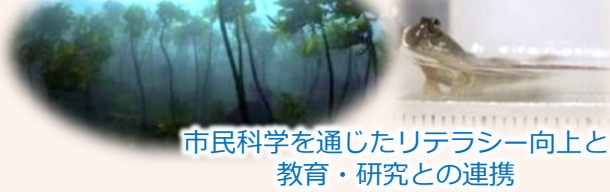
ニーズ（時代の要請）に対応した、健康で心豊かな暮らしの実現へ

# 令和7年度戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業

■ 「藻場・干潟の保全・再生・創出」と「地域資源の利活用による好循環」、さらに「多様な主体者との連携」を実行する「令和の里海づくり」を実現するための支援事業を実施。

## 藻場・干潟の 保全・再生・創出

藻場の保護活動



市民科学を通じたリテラシー向上と  
教育・研究との連携

## 地域資源の利活用 による好循環



未利用・低利用魚を  
使ったメニュー開発

環境に配慮した持続可能な  
観光商材の開発



## 多様な主体の連携



地域内外の関係者と連携

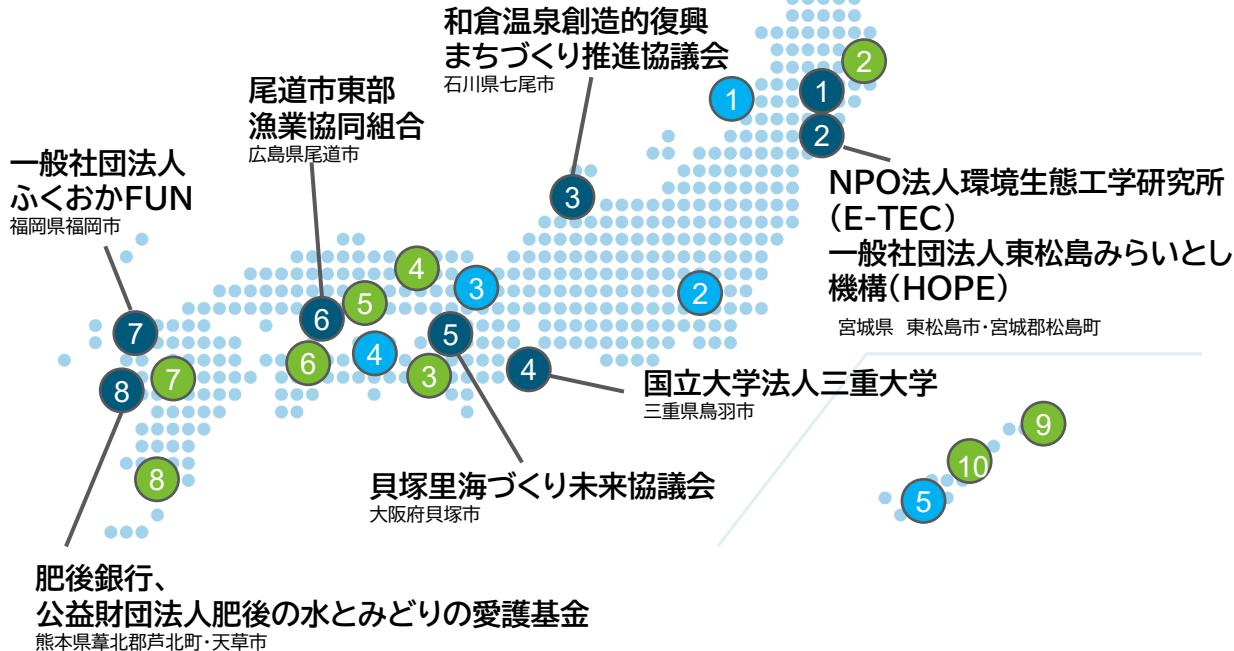
海に親しむ学びに始まる  
海洋教育の実践

### 令和7年度事業

良好な水環境保全・活用モデル事業

戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業

良好な環境を活用した観光モデル事業



---

## 2. 海洋を含むプラスチック汚染対策

---

# 環境省による海洋を含むプラスチック汚染対策（イメージ）

代替素材の開発支援

プラスチック資源循環の構築

## ★国際連携

- ・プラスチック汚染条約交渉
- ・国際協力（廃棄物管理、モニタリング等）
- ・モニタリング手法の調和化等

## ★科学的知見の充実

- ・プラスチック汚染による生態系影響の把握
- ・プラスチック汚染の実態把握（モニタリング・流出量インベントリ策定等）
- ・モニタリング方法の調和化

官民連携等によるプラスチックごみの発生抑制対策の推進

<不法投棄>

<非意図的散乱>

散乱ごみ

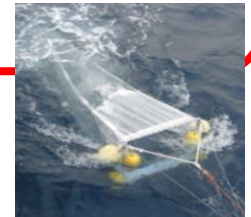
河川ごみ

海岸漂流・漂着ごみ

海岸漂流・漂着ごみの回収・処理

<国内他地域・他国言語表記のごみの漂着>

<他地域への漂流> 13



ネットによる採集



# 海洋ごみ対策（海岸漂着物等地域対策推進事業）

海洋ごみの及ぼす  
様々な影響

船舶航行

海洋環境

沿岸居住環境

観光・漁業



長崎県  
対馬市

国内外問わず様々な地域からご  
みが漂着（漂着地に責任無し）

漂着地のみの  
努力では解決困難

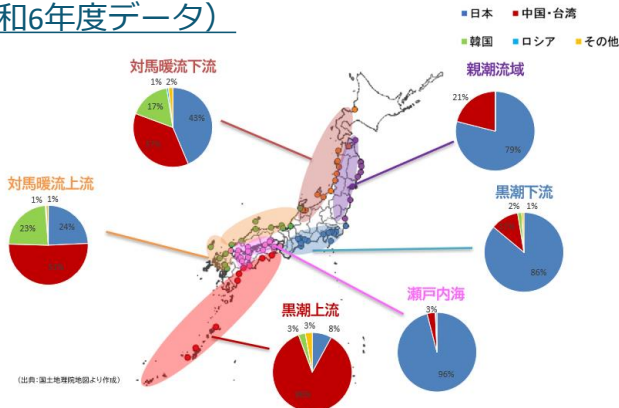
**海岸漂着物処理推進法が議員立法により成立（平成21年7月）**  
第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

## 海岸漂着物等地域対策推進事業（国土強靱化施策）

地方公共団体が実施する海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業、発生抑制対策に係る事業等に対し、補助金で支援。

**予算：39.7億円（令和8年度当初予算＋令和7年度補正予算）**  
**補助率：7～9/10**  
**地方負担に対する特別交付税措置 80%**

### 日本付近の海洋ごみ調査における ペットボトルの言語表記 （令和6年度データ）



上記補助事業も活用しつつ、自治体による漂着ごみ組成調査や、漁業者・自治体との連携による海底ごみの回収・処理等のため、ガイドライン類の策定・研修等も実施

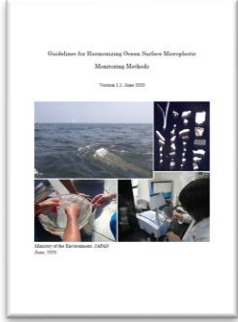


重機やボランティアによるごみの回収処理活動

# 科学的知見の集約・活用（実態把握、生物生態系影響評価）

海洋プラスチックの調査手法の国際調和・国際標準化、データの共有等を推進。

国内・国際ガイドラインの整備  
データの質の担保



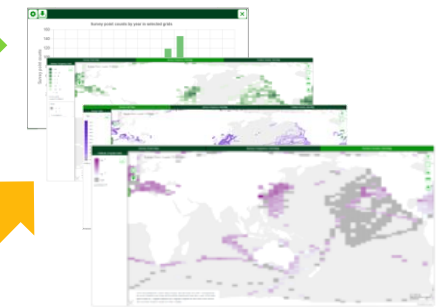
国内・国外での調査・二  
国間・多国間技術協力  
データの拡充

- 海洋調査（海岸漂着、漂流（沿岸、沖合）、海底）
- 河川調査（排水機場等）
- モニタリング技術の研修

- 各種研究の促進

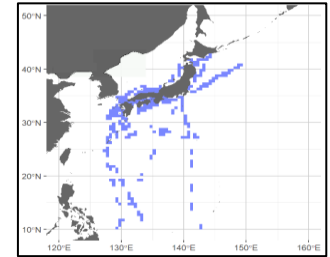
ウェブサイト・データベース  
の整備

比較可能なデータの集約・共有



AOMI

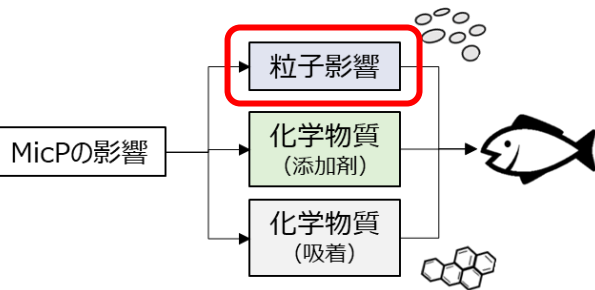
(Atlas of Ocean Microplastics)



海面漂流ごみ調査（目視調査）他

水生生物の粒子影響評価手法  
の検討

マイクロプラスチックの生物・生態系に対する有害性やリスクの定量化を検討



海洋等へのプラスチックごみ  
流出量の推計

分類	発生源・品目	R6年度暫定値(t/年)
マクロプラスチック (MacP)	投げ捨てごみ	1,900~7,500
	陸域・河川 海岸	
	遺失漁具等	未推計
意図的添加MicP	レジンベレット(発泡ビーズ含む)	460~3,400
	農業資材	
	洗剤類等	
	パーソナルケア製品	
非意図的添加MicP	タイヤ摩耗粉じん	11,000~20,000
	自動車ブレーキ粉じん	
	道路標示材	
	繊維	
	建築塗料	
	船舶塗料	
	人工芝	
令和6年度暫定値		13,000~31,000

効果的な施策検討、進捗評価

ステークホルダーとのコミュニケーション・連携促進

# プラスチック汚染に関する条約交渉

プラスチック汚染対策は世界の重要課題。2022年3月の国連環境総会(UNEA)で、法的拘束力のある国際文書(条約)を策定するための**政府間交渉委員会(INC)**の設置を決議。2024年末までの作業完了(条文案の合意)を目指していたが、**INC5.2においても合意に至らず、再開会合で交渉を継続**。

## UNEA5/14決議「End plastic pollution」

条約に盛り込む事項 (抜粋)	INCで議論すべき事項 (抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>ライフサイクル全体</b>をカバーする包括的アプローチ</li> <li>・<b>持続可能な生産と消費</b> (製品設計や適正な<b>廃棄物管理</b>、循環経済手法を含む)</li> <li>・<b>国別行動計画</b> (策定・実施・更新)</li> <li>・<b>途上国支援</b> (能力開発・技術・資金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>資金メカニズム</b>のあり方</li> <li>・国別の事情に基づく<b>猶予・配慮</b>等</li> <li>・プラスチック汚染に関する科学的、社会経済的情報の提供メカニズム</li> </ul>
等	等

## 政府間交渉委員会 (INC) 交渉スケジュール

2022年 <b>INC1</b> : 11/28~12/2@ウルグアイ  2023年 <b>INC2</b> : 5/29~6/2@仏 (条文案の作成を決定) <b>INC3</b> : 11/13~19@ケニア (条文案初版を議論)  2024年 <b>INC4</b> : 4/23-29@カナダ (論点ごとに交渉) <b>INC5.1</b> : 11/25-12/1@韓国 (条文案全体を交渉)	2025年 <b>INC5.2</b> : 8/5-15@スイス (条文案の合意を目指し交渉)  2026年 <b>INC5.3</b> : 2/7@スイス (条約交渉なし、主に新議長の出発手続きのみ実施)  <b>※次回交渉会合 (INC5.4) は、2026年末~2027年初頭を予定</b>
---	--

## 日本の基本姿勢

プラスチックの大量消費国及び排出国を含む、できるだけ**多くの国が参加する実効的かつ進歩的な条約**の策定を目指す  
 製造・設計から廃棄・リサイクルまで、**ライフサイクル全体**で取り組む

# ローカル・ブルー・オーシャン・ネットワーク推進事業（LBON事業）

- 自治体・企業・NPO等の関係者をネットワーク化し、関係者が一体となった持続的な取組の社会実装を目指す。
- 海洋ごみの回収・発生抑制の実効性を高めるため、自治体と企業等の連携による自走性ある取組の実証を支援し、海ごみ法に沿って広く展開。
- 漂流漂着ごみの回収処理負担の軽減や地域の魅力向上にも貢献。

※本事業はR3～7まで実施したローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業の成果を元に、各地域における取組の自走化に向けて更なる事業の展開を図るもの。

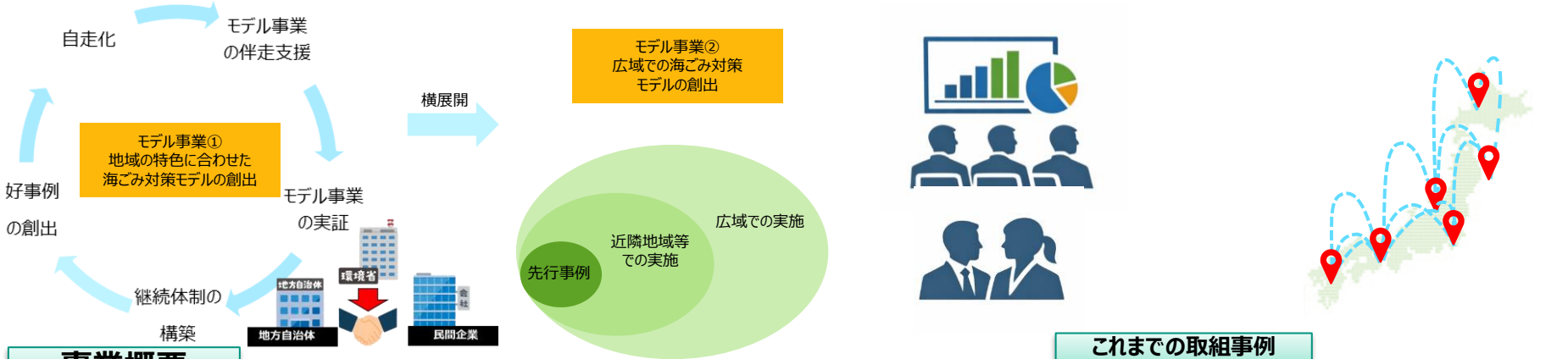
参考：プラスチック・スマートウェブサイト ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業特集ページ <https://plastics-smart.env.go.jp/lbov/>

## 事業イメージ

自治体と企業等による  
自走性ある海洋ごみ対策の実証支援

成果の発信・情報交換

成果の一般化及び横展開



## 事業概要

自治体と企業等の連携による海洋ごみ対策が、実効性のある持続可能な取組となるよう費用負担及び伴走支援を行う。

### 【モデル事業】

- ①地域の特色に合わせた海ごみ対策モデルの創出 費用負担額：1件当たり3,000千円（税抜）
- ②複数地域で実施する広域での海ごみ対策モデルの創出 費用負担額：1件当たり2,000千円（税抜）
- ・実施主体の要望や地域の状況に合わせた**事業プランの策定支援**
- ・**企業と自治体のマッチング**など、連携体制の構築支援
- ・地域住民の海ごみ問題への**理解を増進し**、住民を巻き込んだ地域おこしで**需要・参加を喚起**
- ・海ごみの回収や発生抑制の実効性向上の**効果・課題を事後検証し、PDCAサイクルを回す**
- ・**海ごみ対策法に基づく計画・対策のモデル**として一般化し、全国各地域での実装を促進

## これまでの取組事例

- ①代替素材等やリサイクル品の開発・啓発等



ポリタンクをアップサイクルした製品を活用した啓発 @山口県

- ②マイボトル・マイ容器等の普及等（内陸部での取組）



エコイクアウト実践店舗の拡大 @真庭市

- ③「ナッジ理論」の活用と実践によるごみ排出抑制



観光客をごみ拾い側にするイベントの実施 @和歌山市

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（2050年海プラ追加汚染ゼロ）」を目標としつつ、前倒しで2040年までにゼロにする野心をもって、具体的アクションとして、国内外に広く発信。

---

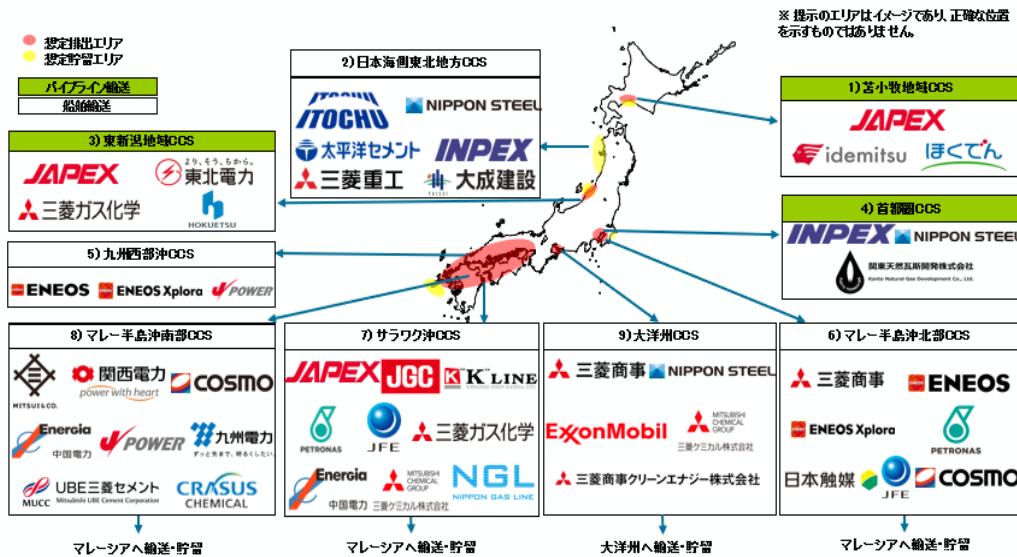
## 3. CCS事業法の施行等

---

# 海底下CCS（二酸化炭素回収・貯留）に係る制度の見直し

- **2030年代初頭からのCCS事業開始に向けて、事業環境の整備**に係る検討を行っている。
- これまで、海洋汚染等防止法において、**海域におけるCCSに係る環境大臣の許可制度**を規定しているが、2024年5月に成立した**二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）**に、**同制度を一元化**。海域におけるCCSに係る規制は、**経済産業大臣と環境大臣の共管**となる。

参考：先進的CCS事業で支援する貯留地とCO2排出者



2025年12月3日 第10回カーボンマネジメント小委員会 資料3より

## 【CCSに関する現状】

1. CCS事業法の施行  
中央環境審議会・海底下CCS制度専門委員会及び経産省CCS事業制度検討WGとの合同検討会の議論を踏まえ、貯留事業・導管輸送事業の施行に向け、政省令の整備を進めている。

## 2. 事業の実施状況

<苫小牧市沖>

2025年2月

2025年11月

特定区域指定

試掘工事開始

<九十九里沖>

2025年9月

特定区域指定

# (参考) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律【CCS事業法】の概要

## 背景・法律の概要

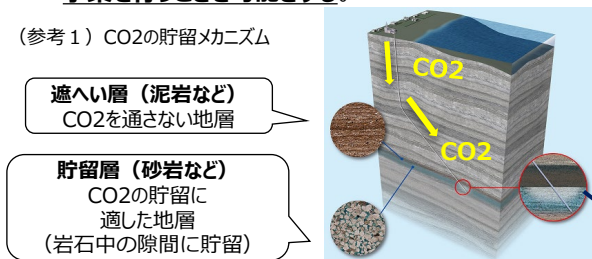
- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO2を回収して地下に貯留する**CCS** (Carbon dioxide Capture and Storage) の**導入が不可欠**。
- ✓ **我が国としては、2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており (GX推進戦略 2023年7月閣議決定)、**公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を整備**する。

## 1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

### (1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設

- ・ **経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「特定区域」として指定**※した上で、特定区域において**試掘やCO2の貯留事業を行う者を募集**し、これらを**最も適切に行うことができる**と認められる者に対して、**許可**※を与える。  
※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- ・ 上記の許可を受けた者に、**試掘権** (貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利) や**貯留権** (貯留層にCO2を貯留する権利) を**設定**する。CO2の安定的な貯留を確保するための、**試掘権・貯留権は「みなし物権」とする**。
- ・ **鉱業法に基づく採掘権者は、上記の特定区域以外の区域 (鉱区) でも、経済産業大臣の許可を受けて、試掘や貯留事業を行うことを可能とする**。

(参考1) CO2の貯留メカニズム

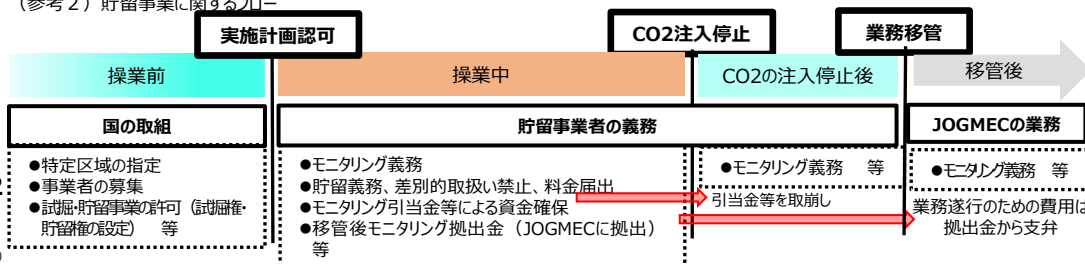


(出典) 日本CCS調査 (株) 資料 (資源エネルギー庁にて一部加工)

### (2) 貯留事業者に対する規制

- ・ **試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」は、経済産業大臣 (※) の認可制とする**。  
※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- ・ 貯蔵したCO2の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- ・ **CO2の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金を確保**するため、**引当金の積立て等**を義務付ける。
- ・ 貯留したCO2の挙動が安定しているなどの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC (独法エネルギー・金属鉱物資源機構) に移管**※することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金を確保**するため、貯留事業者に対して**拠出金の納付**を義務付ける。  
※移管に当たっては経済産業大臣の許可を必要とし、海域における貯留事業の場合は環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- ・ 正当な理由なく、**CO2排出者からの貯留依頼を拒むこと**や、**特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- ・ **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。
- ・ 試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任 (無過失責任)**とする。

(参考2) 貯留事業に関するフロー



## 2. CO2の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

### (1) 導管輸送事業の届出制度の創設

- ・ CO2を貯留層に貯留することを目的として、**CO2を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする**。

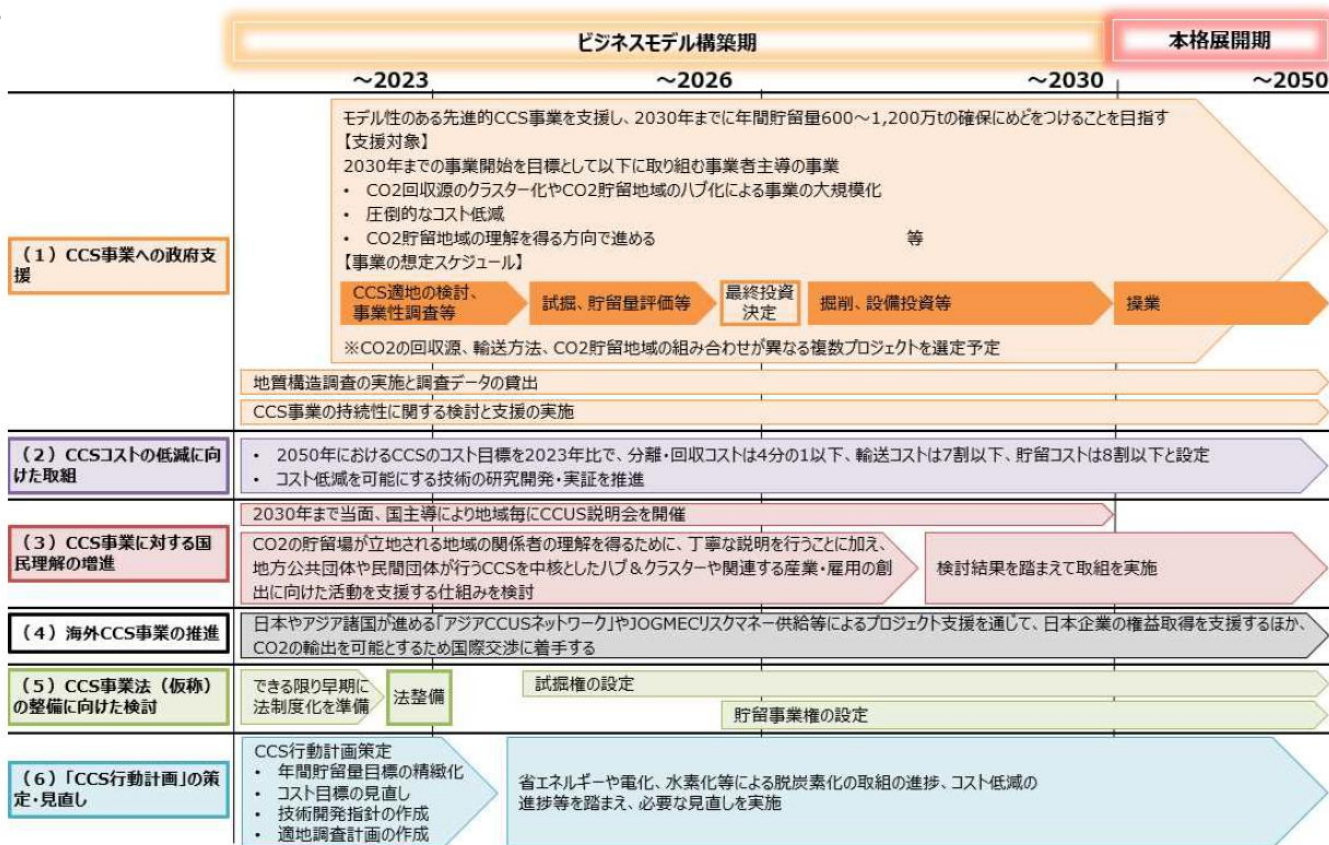
### (2) 導管輸送事業者に対する規制

- ・ 正当な理由なく、**CO2排出者からの輸送依頼を拒むこと**や、**特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- ・ **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。

※海洋汚染防止法におけるCO2の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管 (赤字) する。

# CCS事業化にかかる環境省の役割

## 【CCSの事業化】 CCS長期ロードマップ (経済産業省)



## 【モニタリング技術の確立】 (環境省)



水中ドローン

① 海洋環境への影響が少ない電磁探査システムの開発

② CO2や海洋環境の効率的なモニタリング技術の開発

pCO2センサー



CCS本格展開  
に貢献



# 海洋地球工学 (Marine GeoEngineering)

## ● 海洋地球工学の定義

「海洋環境に対する意図的な介入(自然の作用を操作すること、または人為的な気候変動もしくはその影響に対処することを含む)であって、有害な影響をもたらす可能性のあるもの、特にその影響が広範に及び、長期にわたり、または重大なものを意味する」

## ● 国際動向

海洋地球工学については**気候変動対策の一つとして注目**されている一方で、**ロンドン条約**の下で規制のあり方が議論されている。

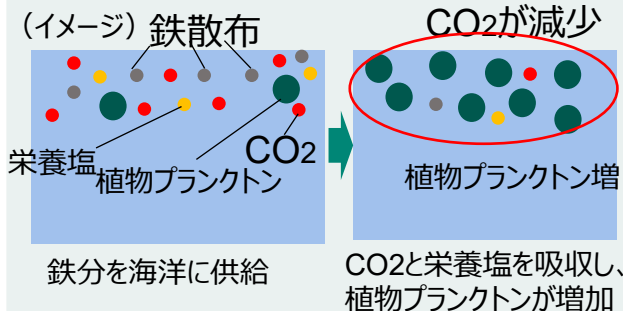
## ● わが国のスタンス

海洋地球工学における**海洋環境への影響にも留意**する一方、**気候変動対策の遅れや妨げとならないよう留意**しつつ、国際的な議論に参加している。

## ● 海洋地球工学の具体例

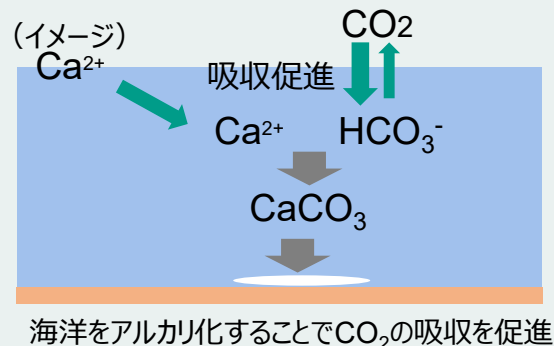
### 海洋肥沃化

- ・海洋中に不足している物質を供給する技術。
- ・鉄分が不足している海域に鉄を含む海水を散布し、植物プランクトンを増加させる研究等がなされている。



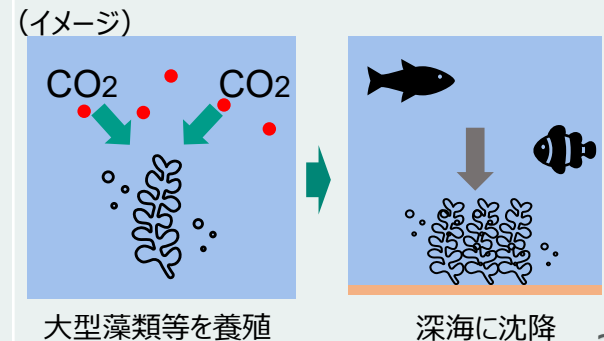
### 海洋アルカリ化

- ・海洋をアルカリ化する技術。
- ・海洋にアルカリ性の物質 (Ca<sup>2+</sup>等) を供給することで、海水による大気中CO<sub>2</sub>の吸収を促進させることができる。



### バイオマス沈降

- ・バイオマスを深海に沈降させる技術。
- ・バイオマスの生育過程でCO<sub>2</sub>を吸収し、長期にわたり炭素を固定することができる。



---

## 4. ALPS処理水に係る海域モニタリング

---

# ALPS処理水放出に係る風評影響抑制のための海域モニタリング

ALPS処理水に関して、専門家による確認・助言を得ながら、**客観性・透明性・信頼性**の高い海域モニタリングを継続実施し、**風評影響の最大限の抑制**を目指す。

## (1) 我が国における海域モニタリング

### ① 定期的な海域モニタリングの実施

- ・「**人や環境に影響を及ぼすレベルでない**」と評価。
- ・2025年2月、海域モニタリングに係る実務者のトップで構成される**海域環境の監視測定タスクフォース**を開催し、同評価を関係機関で共有。

### ② 最新の結果をウェブサイト（日・英・中・韓）やSNSで随時発信

## (2) IAEAとの連携

### ① IAEAの枠組みの下でのモニタリング

- ・分析機関間比較（ILC）
- ・日中両国の共通認識を踏まえた**追加的モニタリング（現在まで7回実施）**（韓国・スイス・中国等が参加）

### ② 環境大臣とIAEA事務局長との対話（2024年3月、25年2月、5月）

- ・福島への復興に向けて、IAEAとの協力の継続を確認

## (3) 今後の取組

専門的かつ客観的な立場にあるIAEAの国際的なレビューや専門家等の意見を踏まえ、**効果的なモニタリングを継続**



1F近傍での海域モニタリング  
(2025年2月、IAEAグロッチー事務局長と中国専門家)



浅尾前環境大臣と  
IAEAグロッチー事務局長の対話



ALPS処理水特設サイト(中国語)

※赤太字は環境省が実施する海域モニタリングに関する記載、赤細字は環境省関係施策

1. 風評影響を最大限抑制するための処分方法・モニタリング等
  - 風評影響を抑制する処分方法の徹底
  - 客観性・透明性の高いモニタリングの実施
  - 国際的な基準の厳格な遵守
  - 外国の分析機関との相互比較
  
2. 風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成等
  - 国内外への情報発信の強化
  - 風評対策タスクフォースの活用
  - 外国人向けポータルサイトの活用
  - 食品中の放射性物質に関する情報発信・意見交換
  - 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の活用
  - 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターの活用
  - 関係国・地域及び国際機関への情報発信
  - IAEAによる国際的なレビューの実施
  
3. 風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策
  
4. 風評被害が生じた場合の対策